公示第６７号

公　　示

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

令和８年１０月１日

沖縄総合事務局長

小八木　大成

記

別添のとおりとする。

（別添）

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域（交通圏）	適正車両数（両）		令和7年度末車両数（両）	令和7年度末車両数と適正車両数（上限）との乖離率（%）
		上限	下限		
沖縄	沖 縄 本 島	2,880	2,661	3,245	11.2

※上記「令和7年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。）を除く。）の数である。

（別紙）

1．算定方法

輸送需要量 ÷（平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数）÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年度末現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2．適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域（交通圏）	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和7年度総実車キロ	平均対前年度比率*1	平均総走行キロ*2	平成13年度実車率	平均延実働車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
沖縄	沖 縄 本 島	**67,872,765**	1.08	154,302,440	0.31	**585994.1**	0.85	0.92

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域（交通圏）	適正車両数の算定		
		平成26年年1月27日現在のその他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
沖縄	沖 縄 本 島	34	0.13	0.20

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1・・・・・「平均対前年度対比」は、令和2年度から令和7年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

*2・・・・・「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和2年度から令和7年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3・・・・・実働率の「上限」は90％又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90％又は平成13年度のいずれか高い数値

*4・・・・・乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率